

取扱区分：「公開」

令和6年第6回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和6年6月10日（月）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和6年第6回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年6月10日(月) 午前10時01分 ~ 午前10時36分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

1番	林 俊一	3番	野村邦幸
4番	重永正人	6番	笠井保雄
7番	河内邦雄	8番	藤原典子
9番	佐伯信治	10番	高橋 恵
11番	秋貞啓子	12番	藤井 孝
13番	山下敏彦	14番	瀧山美智子
15番	市川 進	16番	有馬俊雅
17番	兼重 智	18番	田中榮作
19番	白石純治		

(2) 欠席委員 2人

2番	歳光時正	5番	佐伯伴章
----	------	----	------

(3) 関係部署職員 2人

産業振興部農業振興課 課 長 菅田浩司

産業振興部農業振興課 農政担当 山近麗子

(4) 事務局職員 4人

局 長 中山浩毅 次長補佐 神本和典

書 記 重岡のぞみ 書 記 山崎絵美

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第22号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	17件
議案第23号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第24号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第25号	令和5年度推進委員等の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について	1件
議案第26号	令和5年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について	1件

第3 報告事項

報告第42号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	1件
報告第43号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第44号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	9件
報告第45号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第46号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	7件
報告第47号	現況が農地でないことの証明等について	8件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中17人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、2番・歳光時正委員、5番・佐伯伴章委員の2人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案第22号について議案書1ページから5ページの差し替え分並びに議案の議事日程の正誤表を配付しておりますので、よろしくお願ひします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままをお願いいたします。
それでは、議長よろしくお願ひします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和6年第6回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

6番・笠井保雄）委員、7番・河内邦雄委員のご両名にお願ひ

いたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第22号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページから5ページまでの議案第22号は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき周南市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたもので、農業振興課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、菅田課長よろしく申し上げます。

菅田農業振興課長

農業振興課の菅田です。

議案第22号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は4月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議ご決定をいただきまして、7月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区10件、熊毛地区1件、鹿野地区6件の計17件、29筆の案件です。

そのうち農地中間管理機構への貸付けは17番で、鹿野地区1件、4筆です。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第22号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号について採決を行います。

原案どおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第22号は、原案どおり決定する旨、市長に通知いたします。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農業振興課職員退席)

次に、議案第23号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

6ページの議案第23号は、1議案2件です。

番号1番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆、畑1筆の面積が1,449平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、申請譲渡人は遠隔地に居住しているため耕作が困難であり、これまで譲受人に貸していた農地を譲り渡すものです。

譲受人は、利用権の設定を受けて申請地を耕作しており、水稻や白菜等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

去る5月24日に、申請譲受人立会いの下、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

遠隔地に居住する申請譲渡人とは、翌日、電話にて売買の意思を確認いたしました。

申請地は、申請譲受人の自宅の敷地に接した、国道2号の側道に隣接する農地で、田は上下2枚になっており、水稻の苗の植付が終了しておりました。

畑は1枚で、自家用野菜を栽培されておりました。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしており特に問題ないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ただ今の議案第23号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第23号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第23号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,890平方メートル

の農地で、申請譲受人が所有する農地に隣接する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は遠隔地に居住しているため耕作が困難で、相続により取得した農地を弟である譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申出により水稻等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番有馬委員

16番の有馬です。

番号2番について補足説明をします。

去る5月24日に推進委員、事務局職員と私の3名で現地を確認するとともに、譲受人とは6月2日に自宅にて意思確認をしました。

譲渡人とは、同日、県外在住のため電話で意思確認をしました。

現地はきちんと耕作され、畑、水田として利用されておりました。

譲渡人は県外に住み今後も住み続けることにしたことや、管理することが困難でこれまでも管理を譲受人に任せていたことから譲り渡すことにしたそうです。

一方、譲受人はこれまで当地を管理していたことや、所有する土地の周辺であることから、家族と相談し譲り受けることにしたそうです。

譲受人は水稻栽培をされており、トラクター等の農機具も一式整備されています。

譲り受ける農地では主に野菜を作るとのことでした。

以上、特に問題はないと思われまます。

議長（山下会長）

よろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第23号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第23号、番号2番は、許可と決定いたします。

次に、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

山崎（やまさき）書記

山崎書記

7ページの議案第24号は、1議案2件です。

番号1番について、ご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積439.15平方メートル、パネル枚数170枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり後継者もなく管理が困難となったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水小学校から西へ約100メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の1ページから4ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6 番笠井委員

6 番、笠井です。

番号 1 番について、去る 5 月 17 日に推進委員、事務局職員と私の 3 人と、今回は設置事業者と隣接住居の所有者さんも一緒に現地確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

補足説明として、申請地は高水小学校の近くで市道沿いの農地です。

この農地は、親から相続した土地で、所有者は早く主人を亡くされ、5 年くらい前までは水稻を栽培されていましたが、近年、休耕され年数回、草を刈って維持管理をされていました。

しかし、高齢のため、今後も耕作することができず、譲受人に売却することにしたとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業者で適地を探していたところ、休耕している農地があったため、購入することにしたとのことでした。

水路など周辺農地への影響は問題ないと考えます。

なお、今回は設置事業者、隣接住居の所有者にも立ち会っていただき、事前に計画説明と要望を聞くこととしました。

その他、調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われま

す。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第 24 号、番号 1 番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第24号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

山崎(やまさき)書記

番号2番について、ご説明いたします。

本件は、令和6年3月11日に開催の第3回総会における、議案第9号の番号4番として、農用地区域から除外することについての審議に基づき、市長に、「異議がない」旨の答申をしたものです。

その後、周南市長から、令和6年5月15日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積454.65平方メートル、パネル枚数176枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、管理が困難となったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、勝間小学校から西へ約600メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の5ページから9ページのとおりです。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書

など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

また、転用の許可は農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番、河内です。

番号2番について補足説明をします。

内容は太陽光発電の設備の設置です。

去る5月23日に事務局職員と現地調査をしました。

内容については、事務局の説明があったとおりです。

また、後日申請者と立会で確認をしました。

場所は熊毛総合支所から約1.8キロメートル西側です。

面積は2,090平方メートルの田です。

3月の総会で、農振農用地の除外申請で説明をしたところです。

譲受人は太陽光発電事業者で、適地を探していたところ、適地があり譲り受けたいとのことでした。

譲渡人は高齢で維持管理することが困難な状況になったため、譲り渡すことにしたとのことでした。

設置内容は参考資料のとおり、パネル176枚、発電出力は49.5キロワットです。

隣接の土地所有者に事業概要の説明をされたとの確認をしました。

調査項目に沿って調査しましたが、問題ないと思います。

以上、調査報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号2番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば、許可とし、その施行は農用地区域除外後とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第24号、番号2番は、許可相当で、許可の施行は農用地区域除外後と決定いたします。

続きまして、議案第25号「令和5年度推進委員等の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページの議案第25号について、ご説明いたします。

本件は、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知である「農業委員会による最適化活動の推進等について」の規定により、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員の皆様が自ら点検・評価し、本年4月末までに提出していただいた議案第25号別紙の「令和5年度推進委員等の最適化活動の実施状況及び点検・評価」について、総会で点検・評価をし、その結果を各推進委員等に通知しようとするものです。

別紙のそれぞれのシートの一冊下の表の「総会で出された意見」の欄に案として記載しています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第25号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」や数値の修正のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思います。

このことを踏まえ、議案第25号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第25号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第26号「令和5年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページの議案第26号について、ご説明いたします。

本件は、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知である「農業委員会による最適化活動の推進等について」の規定により、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価をすることについて、議案第26号別紙の「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」により点検・評価をしています。

それぞれの項目の「点検結果の欄」に、案として記載しています。

また、農業委員会等に関する法律第37条の規定によりインターネット等で公表し、山口県、周南市その他の関係機関に通知をしようとするものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第26号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」や数値の修正のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思えます。

このことを踏まえ、議案第26号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第26号は、承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第42号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9ページの報告第42号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第42号を終わります。

続きまして、報告第43号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

10ページの報告第43号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第43号を終わります。

続きまして、報告第44号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

11ページから13ページの報告第44号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、9件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第44号を終わります。

続きまして、報告第45号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページの報告第45号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1件です。

農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者

が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第45号を終わります。

続きまして、報告第46号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第46号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった7件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第46号を終わります

続きまして、報告第47号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページから18ページの報告第47号は、周南市農業委員会非農地

証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員 3 人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員 3 人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は 8 件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第47号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和 6 年第 6 回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前 10 時 36 分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和6年6月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山下敏彦

署名委員 笠井保雄

署名委員 河内邦雄